

施設入所利用料金表(介護保険内)

介護老人保健施設ひかりケアホーム

サービス内容			多床室(4人部屋)	ユニット型個室		
			介護老人保健施設(Ⅰ)(iii)	介護老人保健施設(Ⅰ)(ii)		
基本単位	要介護1	1日	793単位	876単位		
	要介護2	1日	843単位	952単位		
	要介護3	1日	908単位	1018単位		
	要介護4	1日	961単位	1077単位		
	要介護5	1日	1012単位	1130単位		
介護保険内 加算単位	夜勤職員配置加算	1日	24単位(夜勤の職員数が基準を満たした場合に算定)			
	短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	1日	258単位(入所後3ヶ月を限度・1日20分以上実施 ※月1回リハビリテーション実施計画書の見直しが必要)			
	短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	1日	200単位(入所後3ヶ月を限度・1日20分以上実施)			
	認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅰ)	1日	240単位(入所後3ヶ月・週3回を限度・1日20分以上実施 ※退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し生活環境を踏まえたリハビリテーション計画書の作成が必要)			
	認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)	1日	120単位(入所後3ヶ月・週3日を限度・1日20分以上実施)			
	若年性認知症受入加算	1日	120単位(65歳未満で若年性認知症の診断を受けた利用者に算定)			
	外泊時費用	1日	362単位(月6日を限度・初日と最終日を除く・所定単位数に代えて算定)			
	外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)	1日	800単位(月6日を限度・初日と最終日を除く・所定単位数に代えて算定)			
	ターミナルケア加算	死亡日以前31日以上45日以下	1日	72単位(死亡月に算定)		
		死亡日以前4日以上30日以下	1日	160単位(死亡月に算定)		
		死亡日以前2日又は3日	1日	910単位(死亡月に算定)		
		死亡日	1日	1900単位(死亡月に算定)		
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算	(Ⅰ)	1日	51単位(在宅復帰・在宅支援の各評価項目の基準を満たしている場合に算定)		
		(Ⅱ)	1日	51単位(在宅復帰・在宅支援の各評価項目の基準を満たしている場合に算定)		
	初期加算(Ⅰ)	1日	60単位(急性期病院入院後、30日以内に当施設へ入所後30日を限度に算定)			
	初期加算(Ⅱ)	1日	30単位(入所日から30日を限度に算定)			
	退所時栄養情報連携加算	1回	70単位(特別食又は低栄養状態にある入所者が医療機関入院時、情報提供した場合に算定)			
	再入所時栄養連携加算	1回	200単位(再入所時、厚生労働省が定める特別食を提供している場合に算定)			
	入所前後訪問指導加算	(Ⅰ)	1回	450単位(入所前後に退所後の自宅等訪問施設サービスを決定した場合に算定)		
		(Ⅱ)	1回	480単位(上記の(Ⅰ)と更に退所後の支援サービス計画を作成した場合に算定)		
	退所時等支援加算	試行的退所時指導加算	1回	400単位(退所前に退所先の自宅等に訪問して退所後の生活指導を行った場合に算定)		
		退所時情報提供加算(Ⅰ)	1回	500単位(退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合に算定)		
		退所時情報提供加算(Ⅱ)	1回	250単位(医療機関へ入院した際に心身の状況や生活歴等、必要な情報を提供した場合に算定)		
		入退所連携加算	(Ⅰ)	1回	600単位(入退所前後に居宅介護支援事業所と連携し退所後の居宅サービスを決定した場合に算定)	
			(Ⅱ)	1回	400単位(退所後の居宅介護支援事業所に情報提供を行った場合に算定)	
	訪問看護指示加算	1回	300単位(退所後の訪問看護事業所に指示書を交付した場合に算定)			
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	1月	100単位(相談・診察・入院対応が出来る協力医療機関を定めた場合に算定 ※R6年度まで)				
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	1月	50単位(相談・診察・入院対応が出来る協力医療機関を定めた場合に算定 ※R7年度から)				
協力医療機関連携加算(Ⅱ)	1月	5単位(相談・診察・入院対応が出来る協力医療機関を定めた場合に算定 ※R7年度から)				
栄養ケアマネジメント強化加算	1日	11単位(医師・管理栄養士・看護師が共同で栄養計画書を作成した場合に算定)				
経口移行加算	1日	28単位(経管栄養から経口栄養を勧めるための栄養管理をした場合に算定)				

経口維持加算	(Ⅰ)	1回	400単位 (摂食機能障害や誤嚥を有するご利用者に対して栄養管理を行った場合に算定)
	(Ⅱ)	1回	100単位 (上記の(Ⅰ)を算定していることが条件で上記(Ⅰ)と併せて算定)
口腔衛生管理加算	(Ⅰ)	1月	90単位 (歯科衛生士等自らの口の衛生管理を月2回以上行った場合に算定)
	(Ⅱ)	1月	110単位 (上記の(Ⅰ)と計画の内容等の情報を厚生労働省に提出した場合に算定)
療養食加算		1食	6単位 (糖尿病食・腎臓病食等の治療食を提供した場合に算定)
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ		1回	140単位 (入所前の主治医と連携し6種類以上の内服を評価・調整した場合に算定)
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ		1回	70単位 (上記イを算定し施設で6種類以上の内服を評価・調整した場合に算定)
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)		1回	240単位 (上記イ又はロを算定し、服薬情報等を厚生労働省に提出した場合に算定)
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)		1回	100単位 (上記Ⅱを算定し、退所時の処方が入所時に比べて1種類以上減少した場合に算定)
緊急時施設療養費	緊急時治療管理	1日	518単位 (月1回・連続する3日を限度)
	特定治療	1回	特別な治療を行った場合に診療報酬点数表(医療保険)に基づき算定
所定疾患施設療養費 (肺炎・带状疱疹・尿路感染症・ 蜂窩織炎、慢性心不全増悪)	(Ⅰ)	1日	239単位 (月1回・連続する7日を限度)
	(Ⅱ)	1日	480単位 (医師が感染症対策に関する研修を受けていること 月1回連続する10日を限度)
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)		1日	150単位 (認知症の行動・心理症状を未然に防ぎ、出現時に早期に対応する為の取り組みを行った場合に算定)
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)		1日	120単位 (認知症の行動・心理症状を未然に防ぎ、出現時に早期に対応する為の取り組みを行った場合に算定)
認知症行動・心理症状緊急対応加算		1日	200単位 (入所後7日を限度)
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)		1月	53単位 (口腔衛生管理加算Ⅱ及び栄養マネジメント強化加算を算定し、各職種で情報共有を行った場合に算定)
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)		1月	33単位 (上記の(Ⅰ)以外の場合に算定)
褥瘡マネジメント加算	(Ⅰ)	1月	3単位 (褥瘡管理に関する評価を行い厚生労働省に提出した場合に算定)
	(Ⅱ)	1月	13単位 (上記の(Ⅰ)を算定しており褥瘡発生リスクのあるご利用者の褥瘡発生がない場合又は褥瘡が治癒した場合に算定)
排せつ支援加算	(Ⅰ)	1月	10単位 (排泄介助を要する入所者に手厚く介助の軽減に取り組み、評価した場合に算定)
	(Ⅱ)	1月	15単位 (上記の(Ⅰ)を算定し施設入所時と比較し排尿・排便の一方が改善しいずれにも悪化がない場合に算定)
	(Ⅲ)	1月	20単位 (上記の(Ⅰ)(Ⅱ)の条件を満たし、オムツ使用ありから使用なしに改善した場合)
自立支援促進加算		1月	300単位 (各職種が共同して自立支援に係る支援計画を策定し計画に従ったケアを実施した場合)
科学的介護推進体制加算	(Ⅰ)	1月	40単位 (心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出した場合に算定)
	(Ⅱ)	1月	60単位 (上記の(Ⅰ)に加えて疾病の状況や服薬情報等を厚生労働省に提出した場合に算定)
安全対策体制加算		1回	20単位 (施設内に安全対策部門を設置し事故防止に努めている場合に算定)
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)		1月	10単位 (第二種協定指定医療機関との間で新興感染症発生時の対応を行う体制を確保している場合に算定)
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)		1月	5単位 (医療機関から3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に算定)
新興感染症等施設療養費		1月	240単位 (新興感染症のパンデミック発生時、感染した利用者の療養を施設内で行った場合算定)
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)		1月	100単位 (業務改善の取り組みを行い、成果が確認出来た場合に算定)
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		1月	10単位 (業務改善の取り組みを行った場合に算定)
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのいずれかを算定)	(Ⅰ)	1日	22単位 (①介護福祉士80%以上②勤続10年以上介護福祉士35%以上で算定)
	(Ⅱ)	1日	18単位 (介護福祉士60%以上で算定)
	(Ⅲ)	1日	6単位 (①介護福祉士50%以上②常勤職員75%以上③勤続7年以上30%以上で算定)
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ・Ⅱのいずれかを算定)	(Ⅰ)	1月	全ての利用サービス内容の所定単位数に3.9%を乗じた単位を算定
	(Ⅱ)	1月	全ての利用サービス内容の所定単位数に2.9%を乗じた単位を算定
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ・Ⅱのいずれかを算定)	(Ⅰ)	1月	全ての利用サービス内容の所定単位数に2.1%を乗じた単位を算定
	(Ⅱ)	1月	全ての利用サービス内容の所定単位数に1.7%を乗じた単位を算定
介護職員等ベースアップ等支援加算		1月	全ての利用サービス内容の所定単位数に0.8%を乗じた単位を算定
地域区分ごとの上乗せ割合(7級地)		1単位	10.14円

●ご利用者様の負担は基本単位と個々に必要と判断された加算単位を合計した単位数に、10.14円を乗じた金額の小数点以下を削除した、介護保険負担割合証の利用者負担の割合に応じた料金。

施設入所利用料金表(介護保険外)

介護 保険 外	サービス内容		多床室(4人部屋)	ユニット型個室	
			介護老人保健施設(I)(iii)	介護老人保健施設(I)(i)	
	居住 費	水道・光熱費	1日	700円	2,300円
室料		1日	0円		
食 費	食材料費	1食	1,750円(朝食・昼食・夕食の1食でも提供した場合に算定)		
そ の 他	電気代	1日	50円(テレビ・ラジオ・電気毛布等を使用した場合・1機種ごとに50円の算定)		
	理美容代	1回	実費		
	クラブ活動費	1回	実費		
	行事参加代費	1回	実費		
	健康管理費(健康診断・予防接種費用等)	1回	実費		
	文書作成料(診断書・各種証明書等)	1回	実費		

●居住費・食費・日常生活費・電気代に消費税はかかりません。

令和6年4月1日